

受動喫煙防止に関する国・都の動向

望まない受動喫煙をなくすため、国と東京都はそれぞれ法令を作り、対策を進めています。

1 法令

(1) 国

- 改正「健康増進法」(平成 30 年 7 月 18 日成立。下記スケジュールのとおり段階的に施行)

(2) 都

- 東京都受動喫煙防止条例(平成 30 年 7 月 4 日公布。下記スケジュールのとおり段階的に施行)
- 東京都子どもを受動喫煙から守る条例(平成 30 年 4 月 1 日施行)
公園や広場、学校・児童福祉施設・小児科等の周辺の路上をはじめ、いかなる場所でも子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めることを定めています。罰則の規定はありません。

【改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例施行スケジュール】

平成 31 年	1 月 1 日	一部施行① ・改正法：国・地方公共団体の責務 ・都受動喫煙防止条例：都・都民・保護者等の責務
	9 月 1 日	一部施行② ・改正法・都条例共通：飲食店の禁煙・喫煙掲示、学校・病院・児童福祉施設等における措置
平成 32 年	4 月 1 日	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例ともに全面施行

2 受動喫煙防止対策

(1) 施設の類型別対策

施設の類型	改正健康増進法	都受動喫煙防止条例
ア 小・中・高校、保育園、幼稚園	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置可)	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置不可)
イ 大学、医療機関、児童福祉施設、行政機関、バス・タクシー・航空機		敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置可)
ウ 上記以外の多数の者が利用する施設(例：老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、飲食店)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可) <u>喫煙専用室を設置した飲食店は、その旨を示す掲示が必要</u>	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可) <u>全ての飲食店で、禁煙・喫煙の別を示す掲示が必要</u>
エ 次の条件を満たした飲食店 ・客席面積 100 m ² 以下 ・個人又は中小企業	経過措置として、既存の飲食店は禁煙・喫煙を選択できる。 <u>喫煙可能な施設には、掲示が必要</u>	左記エの条件に加え「従業員を使用していない場合」には、禁煙・喫煙を選択できる。

(2) 罰則

罰則の対象	改正健康増進法	都受動喫煙防止条例
義務に違反するもの	50 万円以下の過料	5 万円以下の過料